

令和8年度 山梨県職員（保健所長） 選考採用試験案内

1 試験職種及び採用予定人員

医 師	1 名
-----	-----

2 職務内容

保健所長として、公衆衛生業務に従事する。

3 受験資格

(1) 次の①及び②もしくは①及び③の条件をすべて満たす者

- ① 昭和35年4月2日以降に生まれた者で、医師の免許を有する者
ただし、平成16年4月以降に医師免許を取得した者は、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了していること。
- ② 地域保健法施行令第4条第1項各号のいずれかに該当する者
- ③ 公衆衛生の研究・教育3年以上又は診療5年以上の従事経験者で、採用後に国立保健医療科学院の研修（【専門課程Ⅰ】保健福祉行政管理分野・分割前期（基礎））を受講できる者。
※①及び③の条件をすべて満たす者については、当該研修の修了後に保健所長に任命する予定です。

地域保健法施行令

（第4条）保健所の所長は、医師であつて、次の各号のいずれかに該当する法第五条第一項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない。

- 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 二 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十五条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程（以下「養成訓練課程」という。）を経た者
- 三 厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めたる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当する者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 採用予定日 令和9年4月1日

5 試験日及び試験会場

- (1) 試験日 令和8年6月14日（日）
（受付時間：午前9時30分から午前9時45分）
- (2) 試験会場 山梨県庁防災新館（山梨県甲府市丸の内1-6-1）

6 試験の方法

区 分	時間	内 容
適性検査	45分	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについての検査
論文試験	—	公衆衛生業務に対する考え方、文章による表現力、構成力等についての記述式による試験
面接試験	30分	人柄、性向等をみるための個別面接

※論文試験については、試験申込後に題目及び用紙を交付しますので、事前に作成し、試験日の受付時に提出してください。

7 受験手続等

(1) 問い合わせ先・受験申込用紙請求先・申込先

山梨県 福祉保健部 福祉保健総務課 総務経理担当 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 (県庁本館5階) 電 話 055-223-1441 FAX 055-223-1447

(2) 申込方法

選考採用試験申込書(様式第1号)に次の書類を添付のうえ申込先まで直接持参するか、又は郵送してください。

郵送の場合は、必ず書留郵便としてください。

- ・履歴書(様式第2号)
- ・学業成績証明書
- ・卒業証明書
- ・医師免許証の写し
- ・臨床研修修了証の写し(平成16年4月以降に医師免許を取得した者のみ)
- ・面接カード(様式第3号)【面接試験の参考としますので、必要事項を記入してください。】

(3) 受付期間

- ・令和8年5月11日(月)から令和8年6月1日(月)
(土、日曜日及び祝日を除く)
- ・郵送の場合は、令和8年6月1日(月)までの消印のあるものに限り受付を行います。
- ・受付時間は、午前9時から午後5時までです。

(4) 受験票について

受験票は、令和8年6月10日(水)までに到着するよう郵送します。それまでに受験票が到着しない場合は、必ず問い合わせください。

受験票には、履歴書に貼り付けたものと同じの写真を貼り、試験当日必ず持参してください。受験票に写真を貼っていない場合は受験できません。

(5) 論文試験について

- ① 論文試験の題目及び用紙は、受験票と同時に郵送します。
- ② 作成した論文は、試験当日必ず持参し、受付に提出してください。

8 合格発表

発表日、発表方法は試験当日に連絡します。

9 給与

給与の月額及び年額の目安は次のとおりです。(令和8年4月1日現在)

※高校卒業と同時に大学に入学、大学を6年間で卒業、空白期間なしで医師免許取得後に医師として継続勤務し、受験資格①及び③を満たした上で採用されたケースで試算。

年齢(医師経験年数)	給与月額(※1)	給与年額(※2)
50歳(25)	約88万円	約1,250万円

- ・採用される者の前歴等に応じて給与が支給されます。
- ・採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。
- ※1 地域手当、初任給調整手当(注)を含みます。このほか、住居手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
(注)初任給調整手当(月額310,800円が上限)は、前歴の年数や過去の受給歴によって採用時の手当額が決まり、採用後は、採用後の年数に応じて額が通減していきます。上記の試算では、月額294,300円が加算されています。
- ※2 期末・勤勉手当を含みます(6月支給の期末・勤勉手当については、採用初年度の在職期間率30%を乗じた金額を試算し、給与年額に含めています)。

10 その他

この選考採用試験の試験成績は、山梨県個人情報保護に関する法律施行条例第19条の規定により、口頭で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、受験票(これにより難い場合は、運転免許証、旅券、官公署の発行する写真貼付の証明書その他本人であることを確実に確認することができる書類等)を持参の上、平日の午前9時から12時、午後1時から5時の間に開示場所に直接おいでください。

開示する内容	開示期間	開示場所
試験種目別得点、総合得点及び順位	合否通知を送った日から1か月間。	山梨県福祉保健部福祉保健総務課 (山梨県庁本館5階) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

※ 注意事項

- ・試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。
- ・ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。